

○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
（略）	（略）
二十四 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十五 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
（略）	（略）

2 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定家畜伝染病」という。）について、次に掲げる事項を内容とする指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

一 特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延（当該特定家畜伝染病が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザである場合にあっては、家畜以外の動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この条において同じ。）の防止のための措置に関する基本的な方針

二 家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査に関する事項

三 消毒、家畜等の移動の制限その他特定家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定家畜伝染病に応じて必要となる措置の総合的な実施に関する事項

2 農林水産大臣は、前項に規定するもののほか、特定家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜の種類並びに地域及び期間を指定し、当該特定家畜伝染病について、その発生の状況に応じて必要となる措置を緊急に実施するための指針（次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、

当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

- 4 農林水産大臣は、次項に規定するもののほか、都道府県知事及び市町村長に対し、前項の措置の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 5 農林水産大臣は、二以上の都道府県の区域にわたり特定家畜伝染病がまん延し、又はまん延するおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第三項の措置の実施に関し、都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとする。
- 6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

- 2 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項
 - 二 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病的病原体の侵入の防止の方法に関する事項
 - 三 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病的病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - 四 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病的病原体の拡散の防止の方法に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し必要な事項
- 3 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。
- 4 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。
- 5 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

(飼養衛生管理指導等指針)

第十二条の三の三 農林水産大臣は、第十二条の五の規定による指導及び助言、第十二条の六第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による命令その他都道府県知事が行う飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置（以下「飼養衛生管理に係る指導等」という。）の実施に関する指針（以下「飼養衛生管理指導等指針」という。）を定めなければならない。

- 2 飼養衛生管理指導等指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向
 - 二 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項
 - 三 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに飼養衛生管理指導等指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、飼養衛生管理指導等指針を定め、又は変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、飼養衛生管理指導等指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

○家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）（抄）

（政令で定めるその他の家畜）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
（略）	（略）
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
（略）	（略）